

第1章

事業を始める





1. 製造業プロジェクトの認可

- 1.1 1975年工業調整法
- 1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン

2. マレーシアでの企業体の登録

- 2.1 マレーシアでの事業実施方法
 - 2.1.1 企業構造
 - 2.1.2 有限責任株式会社
- 2.2 会社設立手続き
 - 2.2.1 現地法人設立要件
- 2.3 外国企業の登録
 - 2.3.1 登録手続き
- 2.4 有限責任事業組合(LLP)の構成
 - 2.4.1 有限責任事業組合の特徴
 - 2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立有資格者
 - 2.4.3 登録手続き
 - 2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換
 - 2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の設立要件
- 2.5 E-サービス

3. 出資比率政策のガイドライン

- 3.1 製造業界における出資比率政策
- 3.2 外国投資の保護

事業を始める

1. 製造業プロジェクトの認可

1.1 1975年工業調整法

1975年工業調整法(ICA)は、マレーシアにおける製造業の調和のとれた発展と成長を維持することを目的としている。

株主資本(shareholders' funds)が250万リンギット以上、またはフルタイム(常勤)の有給従業員を75人以上雇用する製造業企業は、1975年工業調整法(ICA)に基づき、国際通商産業省(MITI)に対し製造ライセンスの取得を申請する必要がある。

製造ライセンスの申請は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。マレーシア投資開発庁(MIDA)は、マレーシアの工業発展の促進と調整を担う、国際通商産業省(MITI)傘下の政府機関である。

工業調整法(ICA)には、以下の通り定義されている。

- 「製造活動」とは、物品や物質を使用、販売、輸送、引き渡し、処理する目的で、それらを製作、加工、混合、装飾、仕上げまたは処理、改造することを指し、これには部品の組立てや船舶の修理は含まれるが、通常小売りや卸売業に関連する活動は含まれない。
- 「株主資本(shareholders' funds)」とは、企業の払込資本金、準備金、利益処分勘定残高の総計と定義されている。
 - 払込資本金とは優先株と普通株の合計で、固定資産の再評価で得られた資本準備金により発行された特別配当株(ボーナスシェア)は含まれない。
 - 準備金には、固定資産の再評価で得られた資本準備金や、資産価値の減価償却、更新、または代替および減少に当てる引当金は含まれない。
- 「フルタイム有給従業員」とは、通常該事業所での労働時間が1日6時間以上、かつ年間平均労働日数が月20日以上で、当該事業所から給与を受け取っているすべての者と定義されている。

これには、出張販売、エンジニアリング・サービス、メンテナンス、修理に携わる者で、該事業所の管理下であり給与を受け取っている者が含まれる。

また、会社の取締役で、取締役会に出席するだけの役割に対して報酬を受け取っている場合以外の者も、フルタイム有給従業員に含まれる。定期的に給与や手当を受け取っている家族従業員で、被雇用者退職積立基金(EPF)や、他の退職年金制度に加入している者もフルタイム有給従業員に含まれる。

1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン

マレーシアにおける工業プロジェクト認可のための政府のガイドラインは、下記の基準に基づく。

プロジェクトにおける従業員1人当たりの投下資本(CIPE)が14万リンギット以上である。

フルタイムの従業員の80%以上がマレーシア人である。アウトソースの労働者を含む外国人労働者の雇用は現在の政策に準拠する。

経営・技術・管理(MTS)レベルの従業員の総数が全従業員数の25%以上であるか、付加価値(VA)が40%以上である。

生産能力の拡張と生産品目の多角化

生産能力の拡張や、追加製品の製造による生産品目の多角化を希望する製造ライセンス取得済み企業は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に申請する必要がある。

2. マレーシアにおける事業体登記

2.1 マレーシアでの事業実施方法

マレーシアでの事業形態は以下の通り。

- i. 自営の個人事業。
- ii. 2人以上(ただし20名以下)による事業組合。
- iii. 有限責任事業組合(LLP)。
- iv. 2016年会社法(CA)の規定に基づき登記された現地法人や外国企業。

マレーシアにおけるすべての個人事業および事業組合は、1956年事業登記法に基づきマレーシア企業委員会(SSM)へ登録しなければならない。事業組合において、その資産が不十分である場合、組合員は事業組合の債務や負債に対して共同または別々に責任を負う。各組合員の権利義務を規定するために、正式な事業組合証書を作成することもできる。ただしこれは法的義務ではない。

2.1.1 企業構造

2016年会社法は、マレーシアにおける全企業の準拠法である。同法の規定により、いかなる事業を行う際にも、マレーシア企業委員会(SSM)に会社の登記を行わなければならない。

2016年会社法に基づき法人化できる会社形態には、下記の3種類がある。

- i. 有限責任株式会社とは、出資者の責任が、未払いを含む所有する株式の額までに限定されるという原則に基づき設立された会社。
- ii. 保証有限責任会社とは、会社清算時の出資者の責任が、会社の資産に寄与した額までに限定される会社。
- iii. 無限責任会社とは、出資者の責任に限度を定めないという原則に基づいて設立された会社。

2.1.2 有限責任株式会社

マレーシアで最も一般的な会社形態は、有限責任株式会社である。有限責任株式会社は、非公開有限責任会社（社名の一部に、「Sendirian Berhad」または「Sdn. Bhd.」という文字があることによって識別できる）か、公開有限責任会社（社名の一部に、「Berhad」または「Bhd.」という文字があることによって識別できる）のいずれかの形態で法人化されている。

以下のような条件を満たす会社は、非公開会社として設立するか、非公開会社に形態を変更するか、非公開会社として存続できる。

- i. 株式譲渡の権利を制限している。
- ii. 株主の数を50人以下に制限している。ただし、当該企業またはその子会社の従業員および元従業員を除く。
- iii. 株式および社債の公募を禁止している。
- iv. 利付きか無利子かに関わらず、期限付きの要求払い勘定での供託金の公募を禁止している。

公開会社として会社を設立することも、あるいは、2016年会社法第41項の規定に従い、非公開会社を公開会社に変更することもできる。公開会社は、下記の条件を満たすことによって株式を一般公募することができる。

- i. 発行目論見書が証券委員会に登録されている。
- ii. 交付日または交付日前に、発行目論見書の写しがマレーシア企業委員会（SSM）に提出されている。

2.2 会社設立手続き

会社を設立するには、申請書をMyCoID2016ポータルを通じて、下記の情報とともに、マレーシア企業委員会（SSM）に提出しなければならない。

- i. 申請会社の社名。
 - i. 非公開または公開いずれかの会社の形態。
 - ii. 申請会社の業務の性質。
 - iii. 登録住所。
 - iv. 株主の氏名、身元証明書、国籍、居住地。
 - v. 取締役となるすべての人の氏名、身元証明書、国籍、居住地。
 - vi. 有限責任株式会社の場合、株主が保有することになる株式の種類と持ち株数の詳細。
 - vii. 保証有限責任会社の場合、会社清算の際に、株主が会社資産に寄与することを引き受ける総額。

申請は、有限責任株式会社の場合は1,000リンギット、保証有限責任会社の場合は3,000リンギットの申請料を添えて提出しなければならない。

提出された情報が十分であれば、当局より申請者に登記通知がEメールで送信される。この通知は、登記に関する必須要件や、登記に先立つ事項や付随的な事項を満たした確認となる。

会社の法人化 – クライアント憲章

マレーシア企業委員会（SSM）は、申請の手続き、認可、登録を、下記に記載された期限内に、迅速かつ正確に行う。

活動	期間
会社登記	
会社の法人化	1日
形態の変更	1日
社名変更	1日
公開会社の事業開始	1日
担保登録	2日
信託証書の認可	5日
目論見書の登録	3日
証明書なしの会社文書の写し	30分
証明書付き会社文書の写し	1時間

* 会社を法人化せずに、会社名のみを認可について申請することができる。

** 表示された期間は、支払いを受けてから証明書が発行されるまでの期間。

2.2.1 現地法人が守るべき要件

会社は、会社法の規定で求められているすべての帳簿や文書を保管する事務所を、マレーシア国内に登録しておかなければならない。社章、公式書類、出版物、(もしあれば)ウェブサイトには、ローマ字ではっきりと明記された会社名と会社番号が表示されていなければならない。

会社は自己株式を取引したり、持株会社の株式を保有したりすることはできない。株主は、会社の株主総会における議決に対して、挙手により投票する権利を有する。

投票の場合、会社の株式1株につき1議決権がある。

会社秘書役は、マレーシアを主要な、または唯一の居住地とする成年たる自然人でなければならない。秘書役は規定された組織の会員か、マレーシア会社登記局により許可を得た者でなければならない。また会社は、マレーシアにおける会計監査人として認定された会計監査会社を任命しなければならない。

さらに、非公開会社の場合は1名以上の取締役、公開会社の場合は2名以上の取締役がいる事が必須とされる。それぞれの最低条件とされる取締役は、マレーシアを主要な、または唯一の居住地としなければならない。取締役の最低年齢は18歳で、2016年会社法（CA）では最高年齢は規定されていない。取締役は必ずしも株主である必要はない。

2.3 外国企業の登録

外国企業は、下記のようにしてマレーシアで事業を行うことができる。

- 現地法人を設立する。または、
- マレーシアに支店を登録する。

外国企業は、2016年会社法（CA）によって下記のように定義されている。

- マレーシア国外で法人化された会社、企業、共同体、団体、またはその他の組織。または、
- 起源地の法律に基づいて訴訟を起こすことや、起こされることが可能であるか、または、資産を所有する目的で、正式に任命された秘書や、組織の他の役員の名義で資産を所有している、本社あるいは事業の主要拠点をマレーシアに有しない、法人化されていない共同体、団体、またはその他の組織。

2.3.1 登録手続き

- 申請者は、まず初めに、設立する会社用に提案している社名が使用可能か否かを確認するために、社名検索を行わなければならない。外国企業の登録のために使用される社名は、その起源地で登録された社名と同様でなければならない。

申請書は、MyCoID2016ポータルを通じて、申請する社名1つにつき50リンギットの手数料とともに、マレーシア企業委員会（SSM）に提出する。希望する会社名がマレーシア企業委員会（SSM）によって許可されると、認可日から30日間有効となる。

- 認可を受けたら、申請者は以下の登録書類を、認可日から30日以内にマレーシア企業委員会（SSM）に提出しなければならない。
 - 2016年会社法（CA）562(1)項に基づく外国企業の登記申請書。
 - 外国企業の設立または登記証明書の認証謄本。
 - 外国企業の設立許可書、規則、基本定款と附属定款、または設立を定義しているその他法律文書の認証謄本。

- d. マレーシアに居住する取締役が外国企業の現地取締役会のメンバーである場合、外国企業が執行する、または外国企業を代行して執行する当該取締役の権限について明記した書面を、マレーシア企業委員会（SSM）に提出しなければならない。
- e. 該当外国企業に送達されるべき通知を、外国企業に代わって受け取る、マレーシアに居住する人物（代理人）を指名した任命書または委任状。
- f. 社名予約の申請の写しと、外国企業の社名を許可したマレーシア企業委員会（SSM）からのEメールの写しからなる追加書類。

注：記述されている登録書類が、マレー語または英語以外の言語の場合、マレー語または英語に訳され公証された翻訳が必要となる。

- iii. 登録料は、下記の通りマレーシア企業委員会（SSM）に支払う。

授權資本金 (リンギット)	料金 (リンギット)
1,000,000まで	5,000
1,000,001 - 10,000,000	20,000
10,000,001 - 50,000,000	40,000
50,000,001 - 100,000,000	60,000
100,000,001 以上	70,000

登録料金を確定するために、まず、外国企業の株式資本を、実勢相場レートでマレーシア通貨（リンギット・マレーシア）に変換しなければならない。

外国企業が株式資本を有していない場合、定額の70,000リンギットをマレーシア企業委員会（SSM）に支払う。

- iv. 登録手続きが遵守され、適切に作成された登録書類が提出されると、マレーシア企業委員会（SSM）は、登録通知を発行する。

- v. 認可をもって、会社またはその代理人には、2016年会社法（CA）を確実に遵守する責任が生じる。会社の詳細や会社名の変更は、変更日から14日以内に必要な費用とともにマレーシア企業委員会（SSM）に報告しなければならない。会社の株主資本の変更は、変更から14日以内にマレーシア企業委員会（SSM）に報告しなければならない。すべての会社は、適正な会計帳簿を保存しておかなければならない。年次報告書は、歴年に1度、登記応当日から30日以内にマレーシア企業委員会（SSM）に提出しなければならない。

注：外国人には、弁護士・事務弁護士、会計士、秘書業務会社のサポートを受けることが勧められている。

2.4 有限責任事業組合(LLP)の構成

2.4.1 有限責任事業組合の特徴

有限責任事業組合（LLP）は法人であり、各組合員とは異なる別の法人格を有する。他の法人と同様に、有限責任事業組合（LLP）には永久継承権がある。組合員の変更は、有限責任事業組合（LLP）の存在、権利、負債に影響を及ぼさない。有限責任事業組合（LLP）は無制限の法的能力を持ち、訴訟を起こすことも起こされることも可能で、財産を買収、所有、保有、開発または処分することができる。有限責任事業組合（LLP）は、他の法人が法的に行い、受けることのできるその他の行為および事項を行い、受けることができる。有限責任事業組合（LLP）は、設立、維持、解散に関して簡便かつ柔軟な手続きを有する事業体である。

新規の有限責任事業組合（LLP）およびLLPへの転換の登録手数料は500リンギットである。名称の申請手数料は30リンギットである。

2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立有資格者

有限責任事業組合（LLP）は最低2人（全部または一部が個人または法人）から設立でき、有限責任事業組合（LLP）合意書の条件に従って、利益を目的としたいかなる合法的な事業を行うこともできる。任意の個人または法人が組合員になれる。

ただし、専門業務を営む有限責任事業組合（LLP）は、同業の専門家である自然人で構成されねばならず、当局が認可した有効な専門職業人賠償責任保険を有しなければならない。

有限責任事業組合（LLP）は下記の事業により設立される。

- i. スタートアップ
- ii. 中小規模事業
- iii. 専門業務
- iv. ジョイントベンチャー
- v. ベンチャーキャピタル

2.4.3 登録手続き

有限責任事業組合（LLP）の登録には、申請書に下記の情報を添付しなければならない。

- i. 予定組合名
- ii. 事業の性質
- iii. 登録事業所の住所
- iv. 組合員の氏名と詳細
- v. コンプライアンス担当役員の氏名と詳細
- vi. 承認状（専門業務の場合）。

登録の申請には、500リンギットの登録料が必要となる。有限責任事業組合（LLP）登録のための申請要件が満たされると、当局は有限責任事業組合（LLP）を登録し、登録通知と登録番号を発行する。登録通知は、有限責任事業組合（LLP）が登録されたことを確認するものとなる。有限責任事業組合（LLP）の登録は、当該LLPの事業に関わる他の法律上の要件が満たされたことを意味するものではない。有限責任事業組合（LLP）の会社名の末尾は、「Perkongsian Liabiliti Terhad」または「PLT」となる。

2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換

新規登録とは別に、既存の法人を有限責任事業組合（LLP）に転換することもできる。転換が可能な法人は下記の通り。

- i. 1956年事業登記法に基づき登録された従来の事業組合、または2人以上で設立された専門業務を営む事業組合。もしくは、
- ii. 2016年会社法（CA）または以前の同様の法律に基づき設立された非公開会社。

従来型の事業組合を有限責任事業組合（LLP）に転換するための必要条件は下記の通り。

- i. 組合員が同一で、他の組合員がいないこと。
- ii. 申請日時点で、従来型事業組合の債務が返済可能とみられること。
- iii. 専門業務の場合、管轄当局からの承認状があること。

非公開会社が有限責任事業組合（LLP）に転換するための必要条件は下記の通り。

- i. 株主が同一で、他の株主がいないこと。
- ii. 資産に対して持続的な担保権が存在しないこと。
- iii. 申請日時点で負債の支払い能力があること。
- iv. 政府機関に対する法定手数料を完済していること。
- v. 新聞や官報で広く告知していること。
- vi. すべての債権者が転換に同意していること。

有限責任事業組合（LLP）への転換に伴う影響は下記の通り。

- i. 従来型事業組合や非公開会社の資産、権利、特権、義務、負債は、有限責任事業組合（LLP）に譲渡される。
- ii. 手続き中の事項は、有限責任事業組合（LLP）に対して、またはLLPにより継続、完了、または執行される。
- iii. 既存の合意や契約は、有限責任事業組合（LLP）を当事者として継続される。
- iv. 従来型事業組合からの転換の場合、転換前に発生した負債や義務に対する組合員の法的責任は、（有限責任事業組合（LLP）と共同または別々に）継続する。
- v. 非公開会社からの転換の場合、変更前に発生した負債や義務に対する法的責任も有限責任事業組合（LLP）に継続される。

2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の要件

有限責任事業組合（LLP）は、組合員の1人か2016年会社法（CA）に基づく秘書役の有資格者を、コンプライアンス担当役員として少なくとも1名指名しなければならない。コンプライアンス担当役員は、マレーシアの市民権か永住権の保持者で、通常マレーシアに居住している者でなければならない。破産請求された者や、1965年会社法に基づき取締役として不適任とされた者は、コンプライアンス担当役員になることはできない。

有限責任事業組合（LLP）は、連絡や通知が可能な登記住所を、マレーシア国内に保持しなければならない。有限責任事業組合（LLP）には、発行された登録通知書、有限責任事業組合（LLP）の合意書の写し、各組合員とコンプライアンス担当役員の名簿と住所録、最新の年次申告書の写し、担保設定証書があればその写しを、登録事務所に保管する義務がある。

有限責任事業組合（LLP）の正確で公正な状態を示すために、有限責任事業組合（LLP）には会計記録を保管する義務がある。有限責任事業組合（LLP）の合意書で定められていない限り、監査役を指名する必要はない。

2.5 E-サービス

E-サービスは、マレーシア企業委員会（SSM）との業務を実施する際、従来のカウンターサービスへの代替手段として導入された。これにより、書類の提出（MyCoIDサービス）や、会社情報と事業情報の入手が可能となっている。会社情報と事業情報はE-インフォ・サービスおよびMyDataより購入できる。支払いは、クレジットカード、口座自動引落とし、前払い口座引き落としでできる。

MyCoIDでは、マレーシア企業委員会（SSM）での一括申請によって会社が設立されると、被雇用者積立基金（EPF）、マレーシア国税局（IRBM）、社会保障協会（SOCSCO）、中小企業公社（SME公社）、人的資源開発基金（HRDF）に、同時に登録することができる。

詳細情報は、マレーシア企業委員会（SSM）のホームページを参照。www.ssm.com.myまたはwww.ssm-info.com.my

3. 出資比率政策のガイドライン

3.1 製造業界における出資比率政策

マレーシアは常に製造業への投資を歓迎している。製造業へのマレーシア人の参画が高まることを願って、政府はマレーシア企業と外国人投資家との合併を奨励している。

新規、拡張または多角化事業に対する出資比率政策

2003年6月以降、輸出比率や製品・業種にかかわらず、あらゆる新規事業への投資や、既存企業による拡張／多角化プロジェクトへの投資において、外国資本による100%の保有が認められている。

出資比率政策は以下の場合にも適用される。

- i. 以前は製造ライセンスの取得が免除されていた会社が、株主資本金を250万リンギット以上に増資した、またはフルタイムの従業員数が75人以上になったことにより、製造ライセンスの取得が必要となった場合。
- ii. 製造ライセンスを取得している既存企業が出資比率条件の適用を除外されていた場合で、株主資本金が250万リンギット以上に達したため、出資比率条件を遵守することが求められる場合。

既存企業に対する出資比率政策

2003年6月17日以前に企業に課された出資比率および輸出比率は、そのまま継続される。

ただし、企業はこれらの条件の取り消しを申請することができる。当局はそれぞれの場合の利点に応じて認可を行う。

3.2 外国投資の保護

安全な投資環境を創出しようとするマレーシアの政策が評価され、現在では、40か国以上から8,000社を上回る国際的企業が、マレーシアに海外拠点を設置している。

株主所有権

出資が認められた企業は、当初の認可条件を守り、認可された事業内容を維持している限り、その出資比率の変更を求められることはない。

投資保証協定

投資保証協定（IGA）の締結に対するマレーシアの取り組みは、マレーシアに対する外国人投資家からの信頼を高めたいという政府の願いのあらわれである。

投資保証協定（IGA）は以下のことを保証している。

- 国有化や収用からの保護。
- 国有化あるいは収用があった際、迅速かつ適切な賠償を保証。
- 利益、資本、その他支払いの送金の自由を保証。
- 1966年以来マレーシアが加盟している投資紛争解決協定（Convention on Settlement of Investment Dispute）に基づく投資紛争解決を保証。

マレーシアは以下の国やグループと、投資のためのより良い環境を目指す投資保証協定（IGA）を締結している。

締結・発効した投資保証協定（IGA）のリスト

国			
1. アメリカ合衆国*	17. 大韓民国	33. ヨルダン	49. 北朝鮮
2. ドイツ	18. 中国	34. バングラデシュ	50. イエメン
3. カナダ*	19. アラブ首長国連邦	35. クロアチア	51. トルコ
4. オランダ	20. デンマーク	36. スペイン	52. レバノン
5. フランス	21. ベトナム	37. モンゴル	53. ブルキナファソ
6. スイス	22. チリ共和国	38. インド****	54. スーダン共和国
7. スウェーデン	23. 台湾	39. ウルグアイ	55. エチオピア共和国
8. ベルギー・ルクセンブルク経済同盟	24. ハンガリー	40. ペルー	56. セネガル
9. 英国	25. ポーランド	41. カザフスタン	57. パーレーン
10. スリランカ	26. インドネシア***	42. チェコ共和国	58. アルジェリア
11. ルーマニア	27. アルバニア	43. ギニア	59. サウジアラビア
12. オーストリア	28. ジンバブエ	44. ガーナ	60. モロッコ
13. フィンランド	29. トルクメニスタン	45. エジプト	61. イラン
14. クウェート	30. ナミビア	46. キュー	62. シリア・アラブ共和国
15. 東南アジア諸国連合（ASEAN）**	31. カンボジア	47. ウズベキスタン	63. スロバキア共和国
16. イタリア	32. アルゼンチン	48. マケドニア	64. サンマリノ

投資紛争解決協定

外国投資を促進し保護するために、マレーシア政府は、投資紛争解決協定を1966年に批准した。この協定は国際復興開発銀行（IBRD）の支援により制定されたものであり、ワシントンにある国際復興開発銀行（IBRD）本部内の投資紛争解決国際センターを通じて、国際的調停や仲裁を行っている。

アジア国際調停センター（AIAC）

アジア国際調停センター（クアラルンプール地域調停センターから改名）は、マレーシア政府が協力支援している政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問機関（AALCO）の主導のもと、1978年に設立された。

非営利機関である同センターは、アジア・太平洋地域を対象とする。センターは、同地域内や地域間の貿易、通商、投資に従事する当事者の利益のため、紛争解決のためのシステムを提供することを目的としている。

契約締結、契約違反、契約終結、契約無効に由来する、またはそれに関連する紛争、論争、要求は、クアラルンプール地域調停センターの調停規定に従い、調停によって解決される。

1

* 米・カナダ保険保証協定。

** 2012年2月、ASEAN包括的投資協定（ACIA）の発効に伴い終了した。

*** 2014年6月20日にインドネシアが終了を通告し、2015年6月20日に終了。

**** 2016年3月23日にインドが終了を通告し、2017年3月23日に終了。